

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和3年9月3日

国立大学法人信州大学
契約担当役
理 事 小宮山 啓太郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業概要

1) 事業名称

信州大学松本キャンパス駐車場整備等事業

2) 事業に供される施設等の種類

駐車場施設

3) 事業目的

信州大学松本キャンパスでは駐車場数が不足していることから構内に仮設駐車場を設けているが、大学構内に車両が溢れている状態となっており安全・安心な環境を確保することに苦慮している。立体駐車場整備を行い、現在、構内にある仮設駐車場を廃止し、構内へ入構する車を削減することにより、学生、教職員及び大学利用者の交通に関する安全・安心な環境の確保を図る。

ついては、本学にふさわしい新たな駐車場整備等事業を広く民間から自由な発想による優れた提案を求めるため、技術提案書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により実施する。

4) 事業方式

本事業は、入札説明書の定めに従って本事業を行う者として、開札の結果、事業者と選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）が、自らの資金で立体駐車場及びこれに附帯する設備等の設計及び建設（既存の平面駐車場の改変を含む）を行った後、本学にその所有権を無償で移転し、その後一定の期間中に施設等の維持管理及び構内駐車場運営を行う負担付寄附による BTO 方式（Build, Transfer, Operate）により実施する。

本事業は、選定事業者が負担する費用のうち、施設の設計、建設に係る費用については、事業契約書の規定に定められる額を供用開始後に割賦方式により選定事業者を支払う。また、施設の維持管理に係る費用については、事業期間に渡り選定事業者を支払うサービス購入事業としての実施を前提とする。支払い方法については事業契約書（案）にて提示する。対象となる事業の範囲は次のとおりであり、具体的な業務の範囲及び内容については要求水準書に示す。

5) 事業の範囲

①設計

- ・ 事前調査及びその関連業務
- ・ 立体駐車場及びこれに駐車管制設備等の附帯する設備及び工作物（以下あわせて「立体

駐車場」という。)に係る計画・設計

- ・既存の平面駐車場の改変に係る計画・設計
- ・周辺家屋影響調査
- ・電波障害調査
- ・建設工事開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）
- ・その他これらを実施する上で必要な関連業務

②建設

- ・立体駐車場の建設、既設ゲート撤去及び駐車管制設備等の附帯設備の設置
- ・既存平面駐車場の改変
- ・工事監理業務
- ・周辺環境対応、対策
- ・立体駐車場及び既存平面駐車場（以下「本駐車場」という。）運用開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）
- ・その他これらを実施する上で必要な関連業務

③維持管理

- ・本駐車場の維持管理（国立大学法人信州大学松本キャンパス構内駐車場維持管理・運営等業務仕様書【別添資料7】（以下「駐車場業務仕様書」という。）を参照）

④運営

- ・本駐車場の運営（駐車場業務仕様書を参照）

⑤ その他の業務

- ・本学への施設の引渡し（立体駐車場完成後）

6) 事業期間

契約締結の日から、立体駐車場の供用開始（令和5年4月1日予定）20年後（令和25年3月31日予定）までとする。

7) 事業スケジュール

① 設計、建設期間

令和5年4月1日までに供用開始が可能な期間で、選定事業者の提案による。
但し工事着手日は令和4年4月1日～令和4年6月1日を予定とする。

② 供用開始日

令和5年4月1日を見込んでいる。

③ 維持管理、運営期間

令和5年4月1日から20年とする。

（上記①～③の日程については松本市からの計画通知等の期間により変わる可能性があり、変更があった場合は、随時本学と協議を行うものとする。）

8) 立体駐車場等の立地及び規模

① 立地に関する事項

建設場所 長野県松本市旭2丁目11
全体敷地面積 313,913 m²
用途地域 第2種住居地域（※）

建ぺい率 60%
容積率 200%

※建設場所の用途地域は現在第1種中高層住居専用地域であるが、令和3年9月2日の松本市都市計画審議会にて第2種住居地域に用途変更されることが承認され、今後、松本市は地区計画の決定と同時に都市計画の決定、変更手続きに入る方針。

地区計画に関しては、国土交通大臣の承認を経て令和3年12月の議会に議案書が提出される予定。

② 施設に関する事項

・立体駐車場

形式 自走式立体駐車場
駐車台数 760～820台 ※
構造 RC造、S造又はSRC造（選定事業者の提案による）
規模 4層5段（屋上階等に融雪設備を備える）

・既存平面駐車場

形式 平面駐車場（立体駐車場建設に伴う改変工事）
駐車台数 50～150台 ※

※駐車台数については規模の目安であり、立体駐車場は既存平面駐車場をできるだけ活用した効率的な規模とし、合算で820～920台を想定している。詳細は要求水準書を参照すること。

9) 事業の入札に関する事項

本事業は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認申請書類等の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ(<https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>)の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札方式での申請・参加は原則認めない。ただし応札者にやむを得ない事情がある場合は、紙入札方式参加承諾願を、契約担当役に対し、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出することにより特別に認めるものとする。

本事業の入札は一般競争入札方式及び総合評価落札方式で行う。なお、電子入札システムにおいては施工体制確認型総合評価落札方式の機能を利用（標準点＋加算点登録時に基礎審査の評価点を登録し、施工体制評価点登録時に定量的審査の評価点を登録）して実施するものとする。

（2）その他事業概要に関する事項

1) 駐車場利用料金の設定

立体駐車場及び既存平面駐車場（以下あわせて「本駐車場」という。）の利用料金は、信州大学諸料金規程に定められた料金によるものとする。なお、駐車場料金の変更については、本学が決定し選定事業者に速やかに通知するものとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格確認申請書等の受付期間

令和3年9月21日(火)～9月28日(火)まで

(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、次のとおりとする。

1) 入札参加者は、単独企業(以下「入札参加企業」という。)又は複数の企業で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)とする。なお、入札参加グループを構成する企業(以下「入札参加グループの構成員」という。)の中から入札参加手続きを代表して行い対応窓口となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるものとする。

また、本事業に参加を希望する入札参加グループの代表企業が電子入札システムへの参加ができず、その入札参加グループの構成員の中に電子入札システムへ参加できる者がいた場合は、その構成員が代表して電子入札システムへ参加しても良いものとする。

なお、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」に基づく特定目的会社を設立する場合には、8.により契約締結前の協議による。

2) 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加資格確認申請書及び参加資格確認資料(以下「参加資格確認申請書等」という。)の提出時において明らかにすること。

3) 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、選定事業者から直接業務を委託し、又は請け負うことを予定している者(以下「協力会社」という。)についても、参加資格確認申請書等提出時において協力会社として明らかにすること。

4) 入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本学と協議を行うこととし、協議の結果、本学が妥当と認めた場合には、代表企業以外の入札参加グループの構成員及び協力会社を、参加資格の確認を受けた上で提案書類の提出期限までに変更及び追加することができる。

5) 入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社は、他の入札参加企業又は入札参加グループの構成員又は協力会社になることはできない。

(3) 入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社の参加要件

入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

1) 国立大学法人信州大学契約事務取扱規程第5条及び第6条に規定される次の事項に該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの。

イ 以下の各号のいずれかに該当すると認められたときから定められた期間(3年以内)を経過していないもの(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。)

- a 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- b 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
- c 選定事業者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- d 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- e 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき。

f この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者、整理開始を命ぜられていない者、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者、又はこれらの手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

3) 参加資格確認申請書等の提出期限の日から事業者の選定が終了するまでの期間に、文部科学省又は本学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

4) 最近1年間の国税（法人税、消費税）を滞納していない者。

5) 入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社となっていないこと（現行事業者が運營業務に係る協力会社であって、かつ他の入札参加企業、入札参加グループの運營業務に係る協力会社となる場合を除く。）。また、入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社になっていないこと。

6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（4）入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社の資格等要件

入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、工事監理に当たる者と建設に当たる者を兼務することはできないものとする。

1) 設計に当たる者は以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において令和3年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ 経営状況が健全であること。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成18年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、収容台数400台以上の自走式立体駐車場の設計業務に従事し、完了した実績を1件以上有する統括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

カ 設計業務を複数の者で実施する場合には、その全ての者が、ア、イ、ウ及びエの要件を満たすこととし、オの要件は少なくとも1者が満たすこととする。

2) 工事監理に当たる者（建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の4第413項の規定に基づき設置するものとする。）は次の要件を満たすこと。

ア 上記1) アに同じ。

イ 上記1) イに同じ。

ウ 上記1) ウに同じ。

エ 上記1) エに同じ。

オ 平成18年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、収容台数400台以上の自走式立体駐車場の工事監理業務に従事し、完了した実績を1件以上有する者を専任で配置できること。

カ 建設に当たる者でないこと。また、建設に当たる者と資本関係又は人的関係がないこと。

3) 建設に当たる者は以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した令和3年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）により、以下の等級の認定を受けていること。

a 建築一式工事 A又はB

イ 提案内容に対応する建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が5年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ 建築一式工事に当たる者は、平成18年度以降に元請として、収容台数400台以上の自走式立体駐車場の建設を行った実績を1件以上有すること。

エ 複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合にはその全ての者がア及びイの要件を満たすこととし、ウの要件は少なくとも1者が満たすこととする。

4) 維持管理・運営に当たる者は以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和3年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

イ 収容台数400台以上の駐車場の維持管理・運營業務等を行った経験を有すること。

ウ 維持管理・運營業務を複数の者で実施する場合には、その全ての者が、アの要件を満たすこととし、イの要件は少なくとも1者が満たすこととする。

3 契約条項を示す場所

〒390-8621 長野県松本市旭3-1-1

国立大学法人信州大学環境施設部環境企画課

TEL：0263-37-2149

FAX：0263-37-3311

Email：construction_bid@gm.shinshu-u.ac.jp

HP：https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/organization/headquarters/facilities_section/
(信州大学環境施設部ホームページ)

4 入札書等の提出及び開札の場所及び日時

(1) 入札書及び提案書の提出

参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者は、次のとおり入札書及び提案書類を提出すること。

1) 入札書には、事業期間の事業に係る総額を記載すること。

2) 提案書類は、様式集（様式12～様式52）により作成すること。

本駐車場の駐車台数が820台未満の場合は失格となることに留意すること。

3) 提出期間

令和3年10月27日（水）～ 11月1日（月）までの（土曜日、日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし11月1日（月）は午後3時まで）

4) 提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行うものは、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）のいずれかの方法で提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

提案書類は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものを必ず利用するものとする。）のいずれかの方法で提出すること。電送によるものは受け付けない。

5) 提出場所 「3契約条項を示す場所」に同じ。

6) 提出部数

提案書類は製本（ファイル綴じ10部）及びPDFデータ（CD-Rに保存1式）を提出すること。なお、（様式47）事業収支計画表については、EXCELデータ（CD-Rに保存1式）も提出すること。

(2) 開札の場所及び日時

- ・場所 信州大学本部管理棟環境施設部会議室
- ・日時 令和3年11月4日(木) 午前10時

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には、当該入札における執行官からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

なお、開札においては入札価格が予定価格の範囲内か確認を行い、本学が設定する予定価格の範囲内の入札価格を提出した入札参加者のみ、その後の事業者選定の対象となる。また、事業者選定の対象となる者がいない場合に限り再度入札を行い。入札執行回数は、原則として2回を限度とする。2回目の入札の執行は、本学が指定する日時に行う。最終の入札を実施しても事業者選定の対象となる者がいない場合は、最低価格を提示した者と価格交渉を行うものとする。

5 入札保証金および契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金は納付する。

ただし有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行い、当該履行保証保険契約に係る保証証券を本学の契約担当者に提出した場合は契約保証金を免除するものとする。また、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設に当たる者によって締結される場合は、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務及び損害賠償債務を被担保債務とする質権を本学のために設定するものとする。

6 その他必要な事項

その他、詳細は入札説明書による。